

苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市条例第30号

苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。